

恵庭市指定給水装置工事事業者の指定更新手続きについて

令和2年4月1日現在

指定更新の要件

1. 指定更新のために必要な要件

指定更新を受けることができるのは、次の要件を満たしている法人（株式会社、有限会社等）または個人です。

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任される者を置くこと
- (2) 次に掲げる機械器具を有すること
 - ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - ④ 水圧テストポンプ

2. 欠格事由（指定更新ができなくなる事項）

次のいずれかに該当する者は、1の要件を満たしていても指定更新を受けることができません。

- (1) 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの、または破産者で復権を得ない者
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 恵庭市給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- (4) その業務に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 法人でその役員（取締役等）の中に、①から④までのいずれかに該当する者がいる者

提出書類等

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ② 機械器具調書（写真）
- ③ 誓約書（欠格事由に該当しない旨の誓約書）
- ④ 会社の登記簿謄本
- ⑤ 会社の定款の写し
- ⑥ 選任しようとする給水装置工事主任技術者の免状の写し
- ⑦ 恵庭市指定給水装置工事事業者証（返却）
- ⑧ 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

※指定を受けようとする者が個人の場合

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書
- ②機械器具調書
- ③誓約書（欠格事由に該当しない旨の誓約書）
- ④「住民票」の写しまたは「外国人登録証明書」の写し
- ⑤選任しようとする給水装置工事主任技術者の免状の写し
- ⑥恵庭市指定給水装置工事事業者証（返却）
- ⑦指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

なお、登記簿謄本と住民票の発行日は、原則申請手続き前1ヶ月以内のものを有効とします。

更新時の4項目確認事項

- ①指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ②指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
講習会の受講を証明する書類を添付（講習会の修了証書の写し等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
研修会の受講を証明する資料を添付（eラーニング試験実施履歴、研修終了日が記載された給水装置工事主任技術者証等）
自社内研修の場合は、様式に研修内容を記載
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
資格を証明する書類を添付（給水装置工事配管技能検定合格者証、配管科の課程修了証等）

注意事項

指定の更新期間内に更新の申請がなかった場合は、指定の失効となります。

指定事項や選任している主任技術者の変更の届出が漏れていると、更新できない場合がありますので、事前に変更手続きをお願い致します。

更新手数料

1万円

恵庭市指定給水装置工事事業者証

更新手続きが完了したときは、有効期限を記した恵庭市指定給水装置工事事業者証を交付します。

なお、事業の廃止、休止、指定の取り消し、停止があった場合は、返還しなければなりません。

変更事項等の届出

(1) 次の事項に変更があったときは、30日以内にその旨の届出書を提出しなければなりません。提出を怠ると指定停止等の処分を受けることがあります。

- ①事業所の名称または所在地を変更したとき
- ②会社の住所、名称、その代表者または役員の氏名を変更したとき
(会社の登記簿謄本および誓約書の添付が必要。ただし、役員の変更のみの場合は、誓約書不要)
- ③個人名で指定を受けている場合において、氏名に変更があったとき
(住民票の写しまたは外国人登録証明書の写しの添付が必要)
- ④主任技術者の氏名または免状の交付番号を変更したとき

(2) 事業を廃止または休止したときは、30日以内にその旨の届出書を提出しなければなりません。また、事業休止後に再開したときは、10日以内にその旨の届出書を提出しなければなりません。

主任技術者の選任・解任

主任技術者を選任または解任したときは、14日以内に給水装置工事主任技術者選任・解任届出書を提出しなければなりません。選任の届には、主任技術者の免状の写しの添付が必要です。

※主任技術者がいなくなった場合は、指定要件を欠くことになり、指定の取り消しとなるので、留意してください。

担当窓口

〒061-1444 恵庭市京町 85 番地 2

恵庭市水道部上水道課給排水担当

電話 0123-33-3131 (内線 5854、5855、5856)

直通 0123-33-3126

FAX 0123-33-3167